

大牟田市下水処理場等の包括的維持管理業務委託

プロポーザル実施要領等に関する質問の回答

令和4年11月30日

大 牟 田 市

本回答書は、令和4年11月25日までに受け付けた、大牟田市下水処理場等の包括的維持管理業務委託プロポーザル実施要領等に関する質問の回答を記載したものです。
なお、本質問回答書は、プロポーザル実施要領等と一体のものとします。

プロポーザル実施要領等に関する質問及び回答

No.	資料名	頁	項目							内容	回答
1	契約書（案）	2	5							契約保証金の額について、委託料総額の100分の10以上とありますが、10年分の委託料がベースでは受託者に過度な負担となるため、一般的な同種案件同様、各年度の委託料の100分の10以上として頂けないでしょうか。	契約期間は10年であるため、保証金も10年間の委託料総額を基準額とします。ただし、第5条1項第5号の場合は年度ごとの締結を認めることとし、その場合の基準額は各年度の委託料とします。
2	契約書（案）	3	8	2						ここで記載されている成果物とは、受託者のノウハウを含んでいないものと理解しておりますが、よろしいでしょうか。	成果物とは、本業務を履行するにあたって必要な提出書類全てですので、そこにノウハウが記載されていれば当然ながらそれを含むこととなります。 しかしながら、公表等の際には事前協議を行う等一定の配慮はいたします。
3	契約書（案）	6	18	3						2項の原因と分析の結果、受託者の責ではないと判断された場合、1件当たり130万円（税込）を超える修繕についての考え方（実施主体は貴市もしくは受託者として費用については協議等）をご教示ください。 また、定期修繕については、上記修繕費は該当しないと理解しておりますが、状況に応じては、年間修繕計画の変更等が生じるものと存じます。これらを踏まえ、上記の考え方についてご教示ください。	1件当たり130万円（税込）を超える修繕については、市が発注します。 年間修繕計画の変更等については、都度協議とします。
4	契約書（案）	6	18	4						定期修繕は年間修繕計画に基づき必ず年度単位で履行すると記載されています。 定期修繕については、閲覧資料「定期修繕予定金額一覧表」に開示頂いていますが、当該金額は年度ごとの上限額であり、これに基づき年度ごとに清算するとの理解でよろしいでしょうか。また、修繕計画変更時にも同様との理解でよろしいでしょうか。 考え方についてご教示ください。	定期修繕については、精算項目ではありません。 また、閲覧資料として開示した金額は上限ではなく目安であり、整備内容によっては過不足が生じるものと思われますが、機器の機能が正常に発揮されるよう整備を行っていただく必要があります。 修繕計画変更時には同様に金額を目安として協議を行うこととします。
5	契約書（案）	6	18	6						瑕疵担保期間は民法上規定されている1年以内と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
6	契約書（案）	7	24	1						「その他」にはコロナウィルス感染症などのパンデミックが含まれると考えてよろしいでしょうか。当然として受託者側で対策可能な感染防止策を図ることを前提とした上で質問させていただきます。	ご理解のとおりです。
7	契約書（案）	7 10 11	25 37 39	1 1 3						14日以内に協議が整わない場合には委託者が通知する、10日以内の委託者の承諾が必要な旨の記載がありますが、年末年始等を含み社内決裁スケジュールを考慮すると短いものと思慮します。 当該部分の期日についても協議あるいは事象ごとに指定の日までとさせて頂けないでしょうか。	特別の事情がある場合には協議の際に考慮するものとします。
8	契約書（案）	8	27	2						第27条2項において「委託者の受託者に対する負担額の上限は、第4条に規定する委託料総額の100分の10とする。」とありますが、ここでいう「委託者の受託者に対する負担額」は、第27条1項但し書きに基づき委託者が負担するとされている損害のことを指すとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
9	契約書（案）	8	28	2						「その他委託者の責めに帰すべき事由」には既存不適格（「旧法・旧規定の基準で合法的に作られた施設、設備」であって、その後、法令の改正などにより、現行法に対して不適格な部分が生じた施設、設備）が含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
10	契約書（案）	9	29	4						1/100までは受託者の保険によるてん捕と整理されています。 不可抗力については業務要求水準22頁5リスク分担においても受託者のリスクではない（受託者帰責を除く）と整理されているため、当該条項については発生年度の委託費総額として頂けないでしょうか。	保険によるてん補対象額は、当該損害の発生した月の属する年度の委託料とします。

11	契約書（案）	9	29	4						損害合計額が第4条に規定する委託料総額の100分の1に満たない場合は全て受託者の負担となるため、一般的な同種案件同様、各年度の委託料の100分の1として頂けないでしょうか。	No. 10のとおり回答します。	
12	契約書（案）	11	40 42	2 2						委託料総額ではなく、残りの契約期間の委託料総額として頂けないでしょうか。当該期間までの委託料は貴市のご承諾のうえで成工部に該当するかと考えます。	違約金算出の対象となる委託料総額は、残存する契約期間の委託料総額とします。	
13	契約書（案）	12	44	4						機能評価の概要と必要情報については、業務開始前に提示頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
14	契約書（案）	26							【別紙5】 委託料総額等	費用内訳の修繕費は、業務要求水準書7頁2（1）④（ウ）における定期修繕との認識でよろしいでしょうか。	維持修繕が該当します。	
15	契約書（案）	26							【別紙5】 委託料総額等	費用内訳の委託料の概要をご教示ください。	定期修繕が該当します。	
16	契約書（案）	26							【別紙5】 委託料総額等	費用内訳の材料費とは、業務要求水準書7頁2（1）④（イ）における維持修繕費との認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
17	契約書（案）	29							【別紙6】 要求水準未達に係る違約金	悪質下水の流入時には、1（1）法定基準未達時の違約金は該当しないと記載されております。一方、業務要求水準に記載されている提案基準に基づき受託者にて提案した処理水質の基準未達についても、同様の観点よりペナルティポイントの該当事項からは除外するものとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
18	契約書（案）	29							【別紙6】 要求水準未達に係る違約金	「「委託料の減額方法に係る減額ポイントの対象、ポイントの算定方法、減額割合等は、委託者が別途提示し、委託者と受託者が協議して定める。」とありますが、これらの詳細はいつ頃に提示されるご予定でしょうか。	最優秀提案者との協議の際にお示しする予定です。	
19	プロポーザル実施要領	9							表4 業務提案書等の提出書類	「イ 4判縦又はA 3判横で作成し、横書きで記載すること。」と記載されています。また、1 1月1 0日に公開された質問書No. 8においても「A 4判縦とA 3判横を併用（混合）」をお認め頂いています。なお、業務提案書様式（様式1 7－1～1 7－8）の注意書きには、「枚数はA 4で換算し…」と記載されています。A 3を使用する際は、A 4換算で2枚との認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
20	要求水準書	6 8	2	(1)	④ ⑥	イ ア				（イ）修繕額の上限額等 （ア）消耗品類及び薬品類	「・・・修繕部品等の購入や修繕費等の支払いに係る事務についても本委託に含むものとす る。・・・」とあります。 一方、同2（1）⑥（ア）には「・・・維持管理上必要となる部品等の消耗品類は、受託者が調達し、数量及び品質の管理を行い、費用を支払うこと。・・・」とあります。 前項の修繕部品とは、更新する部品やオーバーホール等で必要な交換部品が該当するとの認識でよろしいでしょうか。 一方、物品調達における部品等の消耗品類とは下水道維持管理積算要領に記載がされている潤滑油類、塗料、一般汎用什器、整備用具、補修用材料、衛生用品等との認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

21	要求水準書	7	2	(1)	④				(ウ) 定期修繕	定期修繕は、別紙5「定期修繕予定項目（令和5年度～令和14年度）」に示す予定年度及び施設毎の予定項目に従い実施すること。定期修繕の実施年度及び内容については、本市と協議し承諾を得ること。」と記載されています。 別紙5「定期修繕予定項目（令和5年度～令和14年度）」には定期修繕の予定項目の記載はありますが、閲覧資料を含め具体的な修繕内容を把握することができないかと思慮します。 要求水準書に記載のとおり、定期修繕の予定年度及び内容については、貴市と協議し承諾を得ることが必要ですので、現在、公表されている金額や実施年度は参考であり、老朽化度合いや修繕内容を勘案して、民間事業者の創意工夫により修繕内容や金額、実施時期の延期を含めて変更することが可能という認識でよろしいでしょうか。 また、業務開始前には上記関連資料（仕様、内容）等について開示頂き、貴市と協議するものと理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
22	要求水準書	23	5						表5 リスク分担	※3)「委託料の額が著しく不適当となった場合」の判断の根拠となるものをご教示頂けますでしょうか。	契約書（案）【別紙5】に記載している基準に基づき判断します。
23	要求水準書	23	5						表5 リスク分担	※4)「掛かる費用が大きく増減した場合」の判断の根拠となるものをご教示頂けますでしょうか。	人口動態や施設増減等により適宜判断します。
24	要求水準書	23	5						表5 リスク分担	※5)「調達費の額が著しく不適当となった場合」の判断の根拠となるものをご教示頂けますでしょうか。	施設や処理方式等の大幅な変更が生じた場合に適宜判断します。
25	要求水準書	39							【別紙5】 定期修繕予定項目	定期修繕に関し、閲覧資料「定期修繕予定金額一覧表」が開示されています。 昨今のウクライナ情勢や円安などの影響により原材料費の高騰が著しい状況にあります。また、修繕については設備の使用状況や老朽化などの影響によって実施すべき内容が実施時点にならないと確定できない場合も想定されます。以上の影響により「定期修繕予定金額一覧表」に記載された予定金額を超過するような場合はご精算いただけるとの認識でよろしいでしょうか。	No. 4のとおり回答します。
26	閲覧資料								定期修繕予定金額一覧表	当該金額は税抜との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
27	施設調査									南部浄化センターにて施設調査を実施させて頂いた際に、送風機棟にある2台の送風機のうち1台が故障中でした。 その代替として、送風機棟地下に仮設の送風機が設置されておりましたが、所有について貴市又は現受託者のどちらでしょうか。 また、現在故障中の送風機の更新予定あるいは、省エネを考慮して更新しない等の方針についてご教示頂けないでしょうか。	仮設送風機は市が発注した業務委託にて設置しており、本年度中に撤去します。 現在故障中の送風機については整備工事を発注しており、今年度末に完成予定です。